手数料のご案内

●申立手数料 …11,000円(税込)

※申立人にご負担いただきます。
※相手方が応じなかった場合半額が返還されます。
※災害 ADR の場合には免除されます。

●成立手数料

和解が成立した場合、原則として下表のとおり、解決金額に応じて算出されます。

※原則、当事者双方が折半でご負担いただきます。
※災害ADRの場合には減免されることがあります。

解決金額	算定基準
100万円以下の場合	8%
100万円超、300万円以下の場合	5%+3万円
300万円超、3,000万円以下の場合	1%+15万円
3,000万円超の場合	0.5%+30万円

※別途消費税が加算されます。

成立手数料の例

相手方が申立人に100万円を支払う内容で和解した場合の成立手数料。

解決金額 (1,000,000円) ×8%=80,000円
80,000円÷2 (申立人・相手方) =40,000円
40,000円+消費税 (10%) =44,000円
申立人:44,000円　相手方:44,000円

アクセスMAP

交通アクセス	
	● JR上熊本駅下車 徒歩15分 ● 市電「市役所前」下車 徒歩15分 ● バス「裁判所前」下車 徒歩1分

熊本県弁護士会紛争解決センター

TEL 096-325-0913
(受付時間 平日9:00～17:00)
〒860-0078 熊本市中央区京町1-13-11
https://kumaben.or.jp/soudan/funsou.php

詳しくはこちら

ADR (Alternative Dispute Resolution)
「紛争解決センター」は代替的紛争解決・裁判外紛争処理機関の一種で、市民の皆様にとって裁判と並ぶ紛争解決の選択肢です。

弁護士による
親切・円満・迅速な
トラブル解決

- ☑ 職場関係
- ☑ 親族関係
- ☑ 賃貸借関係
- ☑ 建築関係 など

トラブルにお困りの方

弁護士が話し合いで紛争解決をお手伝いします!

● 上記トラブル以外もお気軽にご相談ください

熊本県弁護士会 公式キャラクター「くまろっぽん」

紛争解決センター手続の流れ

1 紛争解決センターへ申立

申立は、紛争解決センターに申立書をご提出いただくか、Web からも可能です。
詳細はホームページをご確認ください。

2 相手方へ通知

申立書の提出があると、紛争解決センターから相手方へ申立書等を送付し、手続開始の通知をします。

※相手方が手続に応じなかった場合には、手続きは終了します。

3 あっせん人の選任

相手方から手続参加の回答があった場合は紛争解決センターがあっせん人の弁護士を選任し、第 1 回期日の日程調整をします。

4 あっせん期日

概ね 3 回以内のあっせん期日での解決を目指します。
期間の目安としては、1 か月～3 か月程度です。

5 和解成立

和解が成立した場合には、和解契約書を作成し、当事者とあっせん人が署名捺印のうえ、各当事者にお渡しします。

※話し合いをしても合意に至らない場合等は途中で手続きが終了します。

Q&A

Q1 紛争解決センターとはなんですか？

熊本県弁護士会が、市民の皆様の様々な紛争（トラブル）を、簡易かつ迅速な手続きで解決することを目指して設置した裁判外紛争解決機関です。「当事者どうしの話し合いだけでは解決が難しい、でも裁判まではしたくない」という皆様のために、法律の専門家である弁護士が、公正・中立な立場で紛争の解決をお手伝いします。

Q2 どのような事件を取り扱っていますか？

基本的に制限はありません。当事者間で話し合いにより和解ができるものであれば、どのような紛争でも受け付けています。

Q3 どのように解決するのですか？

法律の専門家である弁護士があっせん人・仲裁人となり、対象となっている紛争について、公正・中立な立場で双方の言い分を聴き取り、和解による解決を目指します。法律以外の専門的な知識を必要とする紛争については、建築士などの専門家と協力して解決を図ることもあります。

Q4 災害ADR とはなんですか？

大規模災害が発生した際に、その災害に起因する紛争を対象としたＡＤＲ手続です。当センターでは現在、「平成 28 年熊本地震」「令和 2 年 7 月豪雨災害」「新型コロナウイルス感染症」を災害ＡＤＲの対象としています。災害ＡＤＲに該当する場合には、申立手数料の免除及び成立手数料の減免の措置を行っております。